

4 安全・安心まちづくりの推進

(1) 良質な住宅及び居住環境の確保

<現状と課題>

住宅は、健康・生活の基盤であり、かけがえのない空間です。近年、少子高齢化社会の急速な進展、価値観や家族形態などの多様化、さらには環境問題の深刻化など社会経済情勢が変化する中で、子育て世帯においては、子どもがのびのびとゆとりを持って生活できる住宅が求められています。また、居室内における安全性を確保する観点から、有害な化学物質の発散を防止するためのシックハウス対策などの推進が求められています。

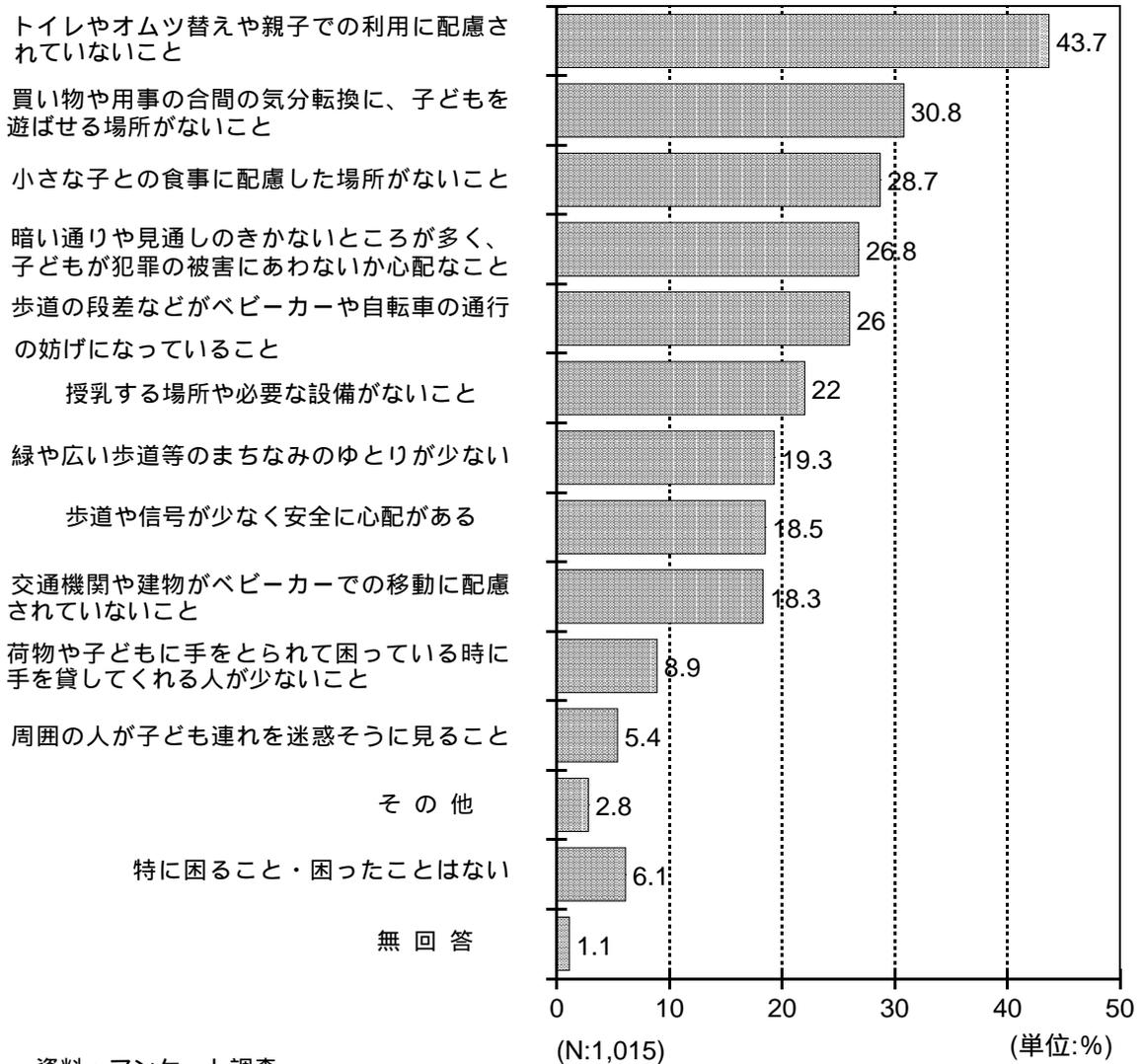
現在市では、「本庄市都市計画マスタープラン」により子育て家庭をはじめ全ての市民が安心して安全、快適に住み続けられるよう住宅地の形成を進めていますが、今後さらに居住環境を充実させるためには、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の総合的な整備などにより、利便性の高い居住環境の提供を考えていく必要があります。

また、子育て世帯が、生活にゆとりを感じながら暮らすためには、公園・緑地の適切な配置や交通体系などを含めた快適・良好な居住環境が求められています。

さらに、妊産婦や子どもたちが、安全で快適に生活していく上で、現在の社会にはさまざまな障壁（バリア）が存在します。道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、バリアフリー化をすることが重要です。

就学前児童に関するアンケート調査によると、子どもとの外出の際に困ることで、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」という回答がもっとも多いことから子育て世帯が安心して利用できるトイレ等の整備やバリアフリー情報等の提供が必要になります。

子どもとの外出の際に困ること（就学前児童）（3つまでの複数回答）



< 今後の取り組み >

子育て世帯向けの良質な住宅整備、もしくは良質な賃貸住宅の供給に努めます。
 また、公園、緑地環境や道路などの整備を推進し、妊婦、子ども連れにとって利用しやすい環境の整備により子育てに優しい住環境づくりに努めます。

実施事業

良質な住宅の確保

事業名	事業内容	担当課
市営住宅運営事業	良質で低廉な市営住宅の供給を行う。	建築開発課

良好な居住環境の確保

事業名	事業内容	担当課
シックハウス対策	化学物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないように建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすい子どもの健康被害を防止する。	建築開発課
本庄市都市計画マスタープランの推進	「未来と田園が織りなす生活交流拠点の創造 - くらしえいき本庄だがね」を都市づくりのテーマとして、子育て家庭をはじめ全ての市民が安心、安全、快適に住み続けられる住宅地の形成を目指す。	都市計画課
公園整備事業	市民がうるおいのある居住環境の中で日常生活を送れるよう、また、子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図る。	都市計画課
公園・緑地維持管理事業	安全で快適な公園・緑地及び緑道の維持管理を行う。	都市計画課
本庄都市計画事業 朝日町土地地区画整理事業	朝日町土地地区画整理地内において公共施設（道路や広場、河川等、なお、公園は7か所計画）の整備改善及び宅地の利用増進を図ることにより、健全な市街地の造成を行う。	区画整理課
本庄都市計画事業 小島西土地地区画整理事業	小島西土地地区画整理地内において公共施設（道路や広場、河川等、なお、公園は4か所計画）の整備改善及び宅地の利用増進を図ることにより、健全な市街地の造成を行う。	区画整理課
児玉都市計画事業 児玉南土地地区画整理事業	児玉南土地地区画整理地内において公共施設（道路や広場、河川等、なお、公園は4か所計画）の整備改善及び宅地の利用増進を図ることにより、健全な市街地の造成を行う。	都市整備課

公共建築、公共交通機関、建築物のバリアフリー

事業名	事業内容	担当課
バリアフリー推進事業	歩道幅員の確保、段差の解消、平坦性の確保、障害物の除去、視覚障害者誘導ブロックの設置、歩道舗装の打ち換え工事を行い、歩道のバリアフリー化を進める。	建設課

子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

事業名	事業内容	担当課
ベビーカー、ベビーシート等の配置	市役所市民ホール入口にベビーカーを配置し、子どもづれの市民の利用に供しているほか、市民ホールトイレにベビーシートの設置やこども課、市民課等にベビーベッドを配置する。	財政課

(2) 子どもの交通安全を確保するための環境の整備と活動の推進

<現状と課題>

現代社会において、経済の発展に伴った車両の増加は著しく、その車両が起こす悲惨な交通事故の犠牲者もまた、増加傾向にあります。

一方、違法駐車や自転車の放置、歩道の段差が歩行者の通行の妨げになっており、歩行者空間の整備など安心して歩ける道路環境整備が求められています。

子どもや妊産婦の交通安全を確保するためには、交通事故の実態に十分対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要があります。このため交通に関連する機関・団体が連携を一層密にし、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及・徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持など、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

また、安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点をいかにすることが重要であることから、地域住民や道路利用者等が日常感じている意見を積極的に取り入れ、道路交通環境の整備に反映することが必要です。

さらに、子どもの交通安全を確保するため、交通安全教育を徹底し、子ども一人ひとりに交通安全意識の普及を図り、交通ルールと正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、家庭においても交通安全のアドバイスを行うなどして、警察、学校、自治会など関係団体と連携した地域で交通事故防止に向けた取り組みを推進することが必要です。

チャイルドシートは、交通事故にあった場合の年少者を保護する装置として、その被害軽減に効果があります。6歳未満の児童はチャイルドシートの着用が義務づけられていますが、子どもが嫌がるので使わないというケースもあります。しかし、チャイルドシートの着用は、「義務づけされているか、いないか」という以前に子どもの命にかかわることであり、親としての「責任」といえます。チャイルドシートの正しい使用の徹底を図っていくため、使用効果や正しい使用方法について普及啓発活動を行う必要があります。

<今後の取り組み>

子どもや子ども連れの親等が、安全で安心に通行することができる道路交通環境の整備に取り組み、交通安全教育を推進し、警察、幼稚園、保育所、学校、関係団体等との連携・協力体制のもと、総合的な交通事故防止対策を推進します。

実施事業

交通安全教育の推進

事業名	事業内容	担当課
交通指導員の配置	主に児童の登校時の交通安全を図るため、朝の通学路での交通指導を行う交通指導員を配置する。	まちづくり課
交通安全教室の実施	児童を交通事故から守るため、小学生及び就学予定の児童を対象に歩行の仕方、自転車の乗り方等を各小学校や保育所、幼稚園を巡回して、交通安全教室を実施する。	まちづくり課
交通安全推進団体への交付金の交付	交通安全対策協議会・交通安全母の会に対し交付金を交付し、交通安全対策事業等を推進する。	まちづくり課

チャイルドシートの正しい使用の徹底

事業名	事業内容	担当課
チャイルドシート装着・普及促進	チャイルドシートの装着の促進を図るため、街頭での啓発活動を実施する。	まちづくり課

段差のない幅の広いバリアフリーに対応した歩道の整備

事業名	事業内容	担当課
バリアフリー推進事業（再掲）	歩道幅員の確保、段差の解消、平坦性の確保、障害物の除去、視覚障害者誘導ブロックの設置、歩道舗装の打ち換え工事を行い、歩道のバリアフリー化を進める。	建設課

あんしん歩行エリアにおける安全な通行の確保

事業名	事業内容	担当課
放置自転車対策の推進	駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保つ。	環境推進課

その他安全な交通環境づくり

事業名	事業内容	担当課
交通安全施設設置事業	道路照明灯・道路反射鏡・区画線・ガードレール等の整備を行い、交通事故の防止を図る。また、市民から寄せられた要望（信号機の設置、速度抑止施策など）をとりまとめ、警察へ報告する。	まちづくり課
道路改良事業	狭隘道路や生活道路について、年次計画を立てて用地買収を行い側溝等を整備し拡幅工事を行うことにより、通行の安全を図る。	建設課

事業名	事業内容	担当課
道路舗装事業	幹線道路の安全性を確保することや生活道路の舗装を行うことにより、通行の安全を図る。	建設課
側溝改良事業	雨水対策として、低地の浸水等を防ぐために側溝、雨水排水管等の整備を図り、結果として安全な交通環境づくりに寄与する。	建設課

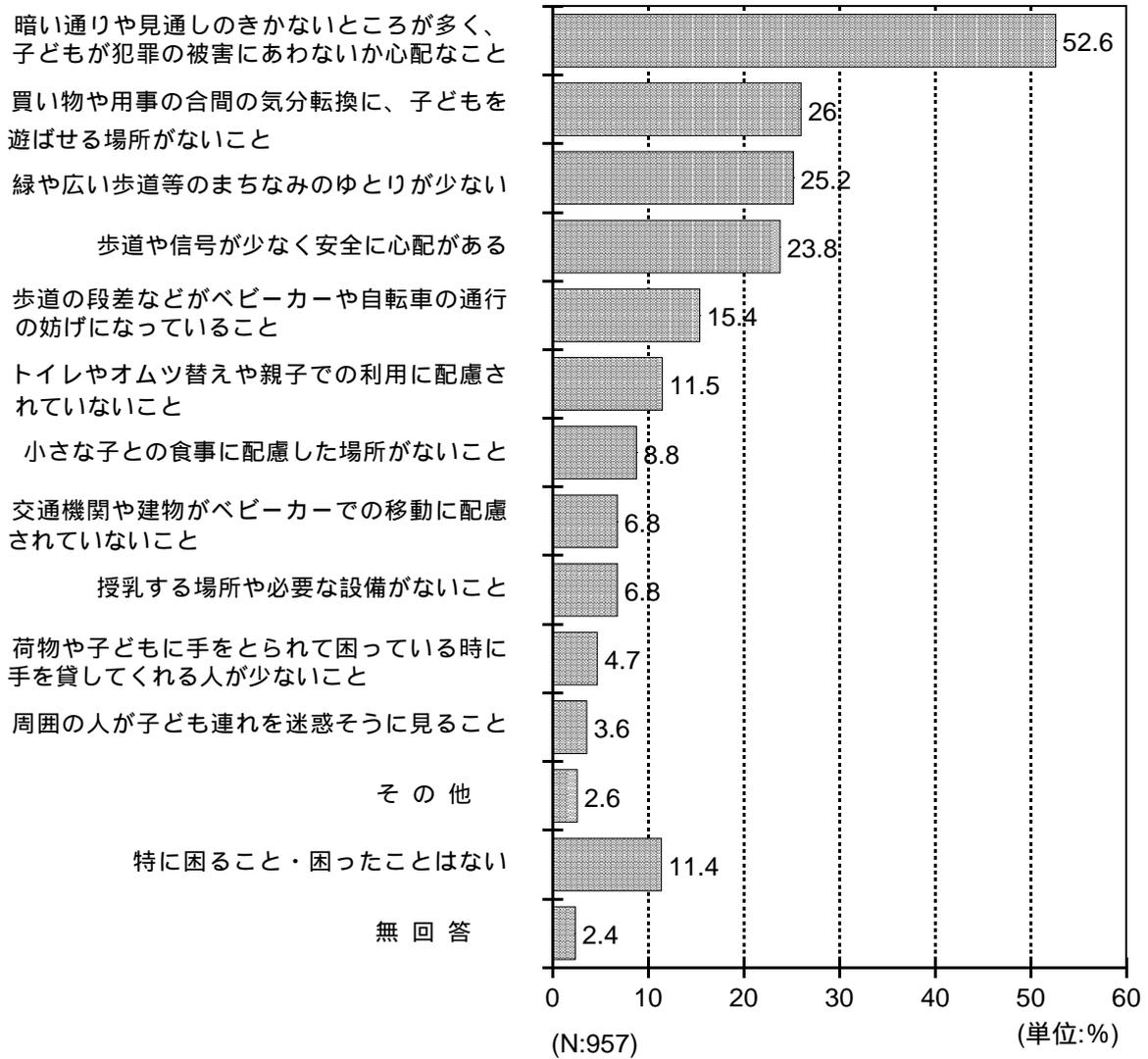
(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための環境の整備と活動の推進

<現状と課題>

子どもが日常生活のなかで被害者となる連れ去りや性的いたずらが年々増え続けています。子どもを狙った犯罪を回避するためには、保護者の配慮はもちろん、子ども自らが「自分の身は自分で守る」ことを意識し防犯の習慣をつけさせること、地域ぐるみでの協力体制、犯罪防止に配慮した環境設計が必要になります。

小学校児童に関するアンケート調査によると、子どもとの外出の際に困ることで、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」が最も多い回答になっており、街灯の整備等が重要課題としてあげられます。

子どもとの外出の際に困ること（小学校児童）（3つまでの複数回答）



資料：アンケート調査

< 今後の取り組み >

すべての子どもたちが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりの一環として、道路、公園等の公共施設について、犯罪の防止に配慮した環境設計を行います。

また、子どもを犯罪の被害から守るためには、学校と家庭はもちろんのこと地域社会の協力も必要です。自主防犯活動を推進するとともに、関係機関との連携をより一層強化します。

実施事業

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	事業内容	担当課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども110番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進する。	学校教育課
不審者対応マニュアルの作成（再掲）	児童生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等を作成、研修を行う。	学校教育課
防犯体制の充実	警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりをすすめることにより、子ども等市民を犯罪から守る。	まちづくり課
市民による防犯活動の推進	子どもをはじめ市民が安全で安心して住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動等を支援する。	まちづくり課
防犯灯設置事業の推進	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進する。	まちづくり課

(4) 被害に遭った子どもの保護の推進

<現状と課題>

子どもが虐待や犯罪、いじめなどに遭わないよう未然に防止していくことが前提にありますが、不幸にも被害に遭って受けてしまった傷は、身体への直接的な被害ばかりではなく、精神的に受ける心の傷もあり、その後の成長に極めて重大な影響を与える場合があります。また、保護者も何をどうしたらよいのか分からないのが実状と考えられます。

子どもの立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関との連携を強化し、事件発生から立ち直りに至るまで一貫して支援できる体制づくりが課題になります。また、適切な助言やカウンセリングを実施できるようにするため、対応する職員の資質の向上が必要になります。

<今後の取り組み>

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するためのカウンセリングなど、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

実施事業

被害に遭った子どもの保護の推進

事業名	事業内容	担当課
不登校児童生徒への支援	本庄市教育委員会指導室の指導主事及び本庄市学校適応指導教室の相談員が保護者からの電話や来所相談に応じるとともに、不登校児童生徒に対しては本庄市教育支援センター（相談員1名、指導員2名）にて、学習活動、体力作り、社会体験活動を通じ、学校復帰に向けての支援を行う。	学校教育課
ピアサポ - タ - 派遣事業	地域の大学と連携することにより、教職課程を受講している大学生をサポ - タ - として本庄市教育支援センターへ派遣し、不登校児童生徒への学習支援等を行う。	学校教育課
教育相談事業の充実（再掲）	さわやか相談室の機能を生かし、教育相談員の配置を見直し、スクールカウンセラー等との連携を一層密にし、学校現場での教育相談の充実を図る。併せて、小・中学校にふれあいボランティア等を配置し、児童生徒との積極的なふれあいを通して支援活動を行う。	学校教育課

事業名	事業内容	担当課
家庭児童相談事業（再掲）	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行う。	子育て支援課